

(1) 環境共生型都市の形成について

想定課題

国会等の移転に伴う新たな都市については、地域資源の保全や環境との調和を図った都市とすべきではないか。

対応方向

国会等移転審議会答申では、国会等の移転先となる新都市の在り方について「環境への配慮」が示されております。『人間は自然の一部である』。新都市整備に当たっては、この理念の下に、様々な知識と技術を積極的に導入して、現状の良好な環境の保全に十分な配慮を払うとともに、新たな自然的環境を積極的に創り出すことにより、人と自然が近接し、環境と共生する先導的な都市として、世界の範たるよう努めるべきである。』としています。

したがって、那須地域に展開する新都市は、地球環境の保全にも極力配慮し、廃棄物の減量化やリサイクル、エネルギーの有効利用など資源の循環を基調とする、環境に対する負荷の少ない、地域固有の自然環境と調和のとれた「環境共生型都市」とする必要があります。さらに、世界に発信することにより、これからの世界の都市づくりのモデルとなり、地球環境の保全に貢献できる都市であるべきと考えます。

新都市の整備に当たっては、政治・行政の中心地にふさわしい美観と風格を保持し環境との調和・共生を図るため、開発面積を最小限に止めることはもちろん、開発するエリアと保全すべきエリアを明確にし、「計画なければ開発なし」という理念に基づいた計画的土地利用を実現するなど、地域の特徴である農村の長所を生かしながら、都市と農村の調和を図る弾力的な開発手法を講じることが必要です。

また、北東地域5県で策定した「北東地域首都機能移転基本構想」では、既存の都市機能を活用することや、既存市街地への移転人口の誘導によって新規整備クラスターをコンパクト化すること、さらに行政改革や地方分権等の推進による中央政府のスリム化などによって、移転に当たっての最終的な移転人口を30万人、用地需要を4,900ヘクタールに抑制しています。こうした環境負荷の軽減に配慮したコンパクトな移転形態を提案しています。

さらに、生ゴミ、古紙、下水汚泥などの都市生活からの廃棄物の再資源化や透水性舗装や中水利用など資源やエネルギーを効率的・循環的に利用できる都市システムの構築に加え、都市の緑化、ビオトープの整備など生態系に配慮した都市づくりの技術開発をさらに進める必要があります。

一方、こうした循環型社会の実現を目指した都市整備を図っていくことに加え、環境共生のあり方を生活者の視点から検討していくことも必要です。

生活者が、高度の環境共生技術システムに支えられた日常生活を送ることで、無意識の内に環境負荷低減に配慮したライフスタイルが営まれることが考えられます。

さらに、新都市には、NGOやNPOなどの活動拠点が集積することになり、国内外の様々な主体が行き交う交流拠点になると考えられることから、こうした交流活動に積極的に関わっていくことにより、環境共生に対する意識が高められていくこととなります。

生活者各々が、人から「教えられる」のではなく、こうした様々な体験を積み重ねながら人と自然の関わり方を考え、行動していくことで、正しい価値観と意識に「気づき」、これを共有していくことができるような都市づくりを行っていく必要もあると考えます。

那須新都市における環境共生型の都市づくりの基本方向と対応策

基本方向	基本方向分野内の区分	対応する要素技術の例（具体的対応策）
土地利用	土地利用システム	土地利用のコントロール（オープンスペースの確保） 都市の空気循環
自然共生分野	緑豊かな都市づくり	緑地の保全・確保、緑の回復 「農」との連携（クラインガルテン）
	健全な水環境の確保	雨水の貯留、浸透、中水利用 微生物による水質浄化
	多様な生物との共生	ビオトープ、潜在植生を重視した公園緑化
都市システム分野	環境負荷の少ない都市システム導入	コ・ジェネレーション、燃料電池、環境共生建築 地域冷暖房、都市排熱利用、ゴミ収集
	水や資源のリサイクル	中水利用、微生物による水処理 廃棄物リサイクル、下水汚泥焼却灰の製品化
	クリーンエネルギーの活用	太陽光・熱、風力発電
交通分野	交通需要マネジメント	在宅勤務等、時差出勤、LRT、リバーシブルレーン 商店街共同配送、ノーマイカーデー、パークアンドライド
	交通施設の容量確保	道路網整備、渋滞箇所解消、物流効率化 道路案内システム、路車間情報システム
	環境にやさしい交通基盤の整備	小動物が横断できる道路 トンネル排気浄化
農業生産	環境にやさしい生産方法への転換	環境保全型農業の導入 都市ゴミ堆肥化

コ・ジェネレーション・システム

電力と熱を併給することをいい、発電と同時にそれに使った排熱の利用をすることもある。燃料を燃やして得られる熱を電力に変えると同時に、蒸気、熱水を暖房・給湯などにも利用するシステムで、熱効率が極めて高いのが特徴である。

(2) 廃棄物対策について

想定課題

国会等の移転に伴う新しい都市の活動における廃棄物対策はどうすべきか。

対応方向

これからの廃棄物対策においては、「循環型社会形成推進基本法」において示されているとおり、廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用、適正な処分、が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進していくことが重要となってきます。

国会等の移転に伴う新たな都市については、審議会答申における新都市の在り方においても「他の地域における環境負荷の低減にも貢献し、さらには全地球的環境問題に対しても積極的に寄与していくことが求められる。」とされているように、この法律に基づき形成されていく「循環型社会」のモデルとなるような、環境の世紀と言われる21世紀にふさわしい資源循環型の都市（エコシティ）として整備していく必要があります。

このためには、「ゼロエミッション（資源の消費を抑え、廃棄物を最小限にすることにより、地球環境への負荷を限りなくゼロに近づけるという思想）」の理念に基づき、まず、廃棄物の発生をできる限り抑制し、分別収集の徹底や古紙・生ごみなどのリサイクルシステムの導入を促進するとともに、省資源・省エネルギーの観点から、ゴミ焼却施設において焼却時に発生する熱を発電、冷暖房、給湯、温水プール・浴場への熱供給等の一部として利用し廃棄物の有効利用を推進するなど、新都市の周辺地域も一体として捉えた資源循環システムを構築する必要があると考えます。

循環型社会形成推進基本法（平成12年6月）

環境基本法の基本理念にのっとり、循環型社会の形成について基本原則を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定等の循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めることにより、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進することや、廃棄物等の処理の優先順位を 発生抑制 再使用 再生利用 熱回収 適正処分の順位とすること、生産者が自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則等を定めている。

エコシティ

環境共生型都市をいう。都市緑化と省エネに重点を置き、例えば、地域冷暖房、中水道の利用、ゴミ処理施設の排熱利用などがある。

ゼロ・エミッション（「平成9年版環境白書」）

国際連合大学（本部は東京）が、「ゼロ・エミッション」構想として平成6年から提唱しているもの。

これは、産業界における生産活動の結果、水圏、大気圏や地上圏等に最終的に廃棄される不用物や廃熱（エミッション）を、他の生産活動の原材料やエネルギーとして利用し、産業全体の製造工程を再編成することによって、循環型産業システムを構築しようとする試みである。我が国でも、鹿児島県（屋久島）や環境事業団がゼロ・エミッションの考え方を具体化するモデル的事業を始めている。

(3) 水の効率的な利用について

想定課題

国会等移転に伴う新しい都市は、地域の貴重な水資源を効率的に利用できるような都市とすべきではないか。

対応方向

水は、雨となって地上に降り注ぎ、地中にしみ込んで土壌水や地下水として保持され、地表に湧き出したのち川を下り、海に注ぎ、蒸発して再び雨となるという循環系を形成しています。

このような水の循環は、人間の生命活動や自然の営みに必要な水量の確保だけでなく、熱や物質の運搬、植物・水面からの蒸発散や水自体の持つ大きな比熱効果による気候緩和、水質の浄化、多様な生態系の維持といった機能をもっています。

国会等の移転に伴う新しい都市は、地域の貴重な水資源を効率的に利用することにより、こうした自然の水循環に与える影響をできるだけ少なくするとともに、自然の水循環系が持っている持続的な機能を最大限生かせるような都市とする必要があります。

このためには、都市地域内において、雨水や生活雑排水、さらには下水処理水を浄化して、散水、トイレなどの飲用以外の用途に再利用する人工的な水の循環システムを構築する必要があります。

また、透水性舗装や雨水浸透枡などを整備することによって地下水のかん養を図り、自然の水循環の維持・回復に努めることも重要となります。

比熱効果

比熱とは、ある物質 1 グラムの温度を摂氏 1 度だけ高めるのに要する熱量のことで、気体を除いた全物質中で、水の比熱が最も大きい。いいかえれば、水は暖まりづらく、冷めづらい物質であるということ。

物質の持つ比熱の大きさや物質間の比熱の差を利用して得られる効果を比熱効果という。

(4) 循環型社会を目指す新エネルギーの活用について

想定課題

国会等移転に伴う都市づくりにおいては、環境の世紀にふさわしいエネルギーの活用を考えていくべきではないか。

対応方向

これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動は、自然の持つ再生能力や浄化能力を超えるほど、環境への負荷を増大させ、地球温暖化など地球規模での環境問題にまでその影響は広がっています。

21世紀の都市づくりにおいては、資源やエネルギーが都市内部で循環されることによって、外部からの新たな資源の投入を最小限にすると同時に、外部への廃棄物の排出を最小限に抑えた都市、いわゆる「自立循環型の都市」を目指す必要があると考えます。そして、そのためには、環境負荷の少ない「新エネルギー」の積極的な導入が不可欠であると考えます。

たとえば、那須地域であれば、畜産業や林業が盛んなことから、牛や豚などの家畜排せつ物や木くずなどを、バイオマスエネルギーの原料として活用することも考えられます。また、豊富な水資源を利用した水力発電を行うことも可能で、小規模ではありますが、現在でも那須疏水の有効落差を利用した発電施設があります。

新都市では、このような那須地域の有する資源を活用した自然エネルギーをはじめとして、太陽光発電や燃料電池、工場などから排出される熱エネルギーといった様々な「新エネルギー」を組み合わせ、資源循環型のエネルギー体系を整備していく必要があると考えます。

そうすることによって、新都市は21世紀の環境共生モデル都市にふさわしい都市になるものと考えます。

バイオマスエネルギー

バイオマスエネルギーとは、植物などの生物体（バイオマス）を構成する有機物を利用するエネルギーのことです。バイオマスエネルギーは、植物の場合、太陽の光を受けて光合成を行い、有機物として蓄えられたもので、化石資源とは異なり、再生可能で、太陽のエネルギーが形を変えたものと言えます。

バイオマスエネルギーの利用法としては、直接燃焼、熱分解・部分酸化によるガス化、微生物を利用した発酵によるメタン、エタノール化などの方法があります。

(5) 自然環境の保全対策について

想定課題

那須地域には豊かな自然環境があり、美しい自然景観や貴重な動植物の生息環境となっているが、この自然環境をどのように保全すべきか。

対応方向

自然には、那須山麓の原生林や高山植物のようにそのまま守るべき自然と、農山村地帯の雑木林、アカマツ林、小川といったように、人間の営みの中で作りあげてきた自然があります。那須野ヶ原の自然は、那須疏水をはじめとする開拓事業によって原野に水と緑の環境をつくりあげた代表的な事例であり、農林業によって保全されてきた自然です。

国会等の移転に伴う新しい都市は、21世紀の日本の顔にふさわしい自然環境と調和した都市とすべきであり、このような自然そのものの持つ多様性を踏まえた上で、環境への影響に配慮した最善の方策を検討していく必要があります。

このため、都市づくりに当たっては整備方針を定める計画の早期段階から、動植物の生息分布状況を含めた自然環境の調査を実施し、その結果を踏まえた上で、森林や生態系の保全、農山村の維持など自然環境に配慮した土地利用計画を策定することが重要であり、その際、適切な保全区域の設定や公有地化などの方策を検討することも必要と思われます。

また、新たな都市づくりの中では、長期的な視点から、新たな自然の創出も検討するべきと考えます。

国会等移転審議会答申（平成11年12月）

『首都機能の移転先となる新都市のあり方 環境への配慮』

「人間は自然の一部である」。新都市の整備に当たっては、この基本理念の下に、様々な知識と技術を積極的に導入して、現状の良好な環境の保全に十分な配慮を払うとともに、新たな自然的環境を積極的に創り出すことにより、人と自然が近接し、環境と共生する先導的な都市として、世界の範となるよう努めるべきである。また、新都市は、省エネルギー、リサイクル等を徹底し、排出される環境負荷を最小化するとともに、他の地域における環境負荷の低減にも貢献し、さらには全地球的環境問題に対しても積極的に寄与していくことが求められる。

(6) 都市と農村の調和について

想定課題

国会等移転に伴う新都市づくりに当たっては、本県の豊かな自然や農村環境、景観を著しく損なわないような開発手法が必要であり、広域的観点からの環境整備が必要ではないか。

対応方向

国会等の移転に伴う新しい都市は、豊かな自然や農村環境を含めた環境に十分配慮された、21世紀にふさわしい環境共生型のコンパクトなモデル都市づくりを目指します。また、今後の国土政策の指針である新・全総においても、中小都市と中山間地域等を含む農山漁村等の豊かな自然環境に恵まれた地域について、今後の地域づくりの基本戦略として「多自然居住地域の創造」を掲げています。そこでは、広域的観点からの都市と農村との共生、相互連携による自立的な圏域づくりが、大きなテーマとなっています。

那須地域における新都市づくりに当たっては、大田原・黒磯・西那須野などの中小都市群や、生物多様性・多層性を持つ農山村の2次的な自然環境を含めた都市と農村との調和、あるいは都市と農村の共生を基本として、これまでの、また、新しい地域づくりの各種施策や事業・制度手法が実践・導入され、結果として本県の豊かな自然や農村環境・景観が保全されていくものと考えます。

例えば、環境共生の都市（地域）づくりとして、ゼロ・エミッションやミティゲーションの考え方が注目されていますが、そこでも、中小都市群と農林業の適度な存在と産業などの相互バランスによる資源循環システム、都市と農村を含めたトータルな循環型社会を構築していくことが重要となります。那須地域は、そういった観点からも優れた地域資源と有利な条件を有していると考えられます。

(例) 都市と農村のための共生・調和を図っていくための事業施策、制度手法

環境保全型農業の促進

エコシティ

都市機能と調和した農業公園の整備

新たな都市と農村の交流（グリーンツーリズム）

住民・企業・行政のパートナーシップにより農村景観を保全するグラウンドワークトラスト

ミティゲーション

欧米で、1980年頃から環境保全の考え方として広まった言葉で、道路橋、護岸の建設等が野性動物や生態系に及ぼす影響をなるべく抑えるようにすること。

環境アセスメントは、こういう開発をするとこんな影響が出ると警告する意味合いが強いが、ミティゲーションでは、こういう開発を行う場合、こんな工法で影響をなくそうと、一歩踏み込んだ考えの下で、環境影響の緩和、軽減、回避、最小化と代償など総合的な保全・復元を行う点が特徴となっている。

新・全総の中では、国土開発に係る事業の実施に際して自然環境の保全を図るため、環境影響評価の実施等を通じて、保全すべき場所の改変を避け、あるいは、これを最小限にするなどの対策を講じることを位置づけている。

グラウンドワークトラスト（地域総参加の環境整備運動）

- ・1980年代にイギリスの農村地域で始まった、住民、企業、行政のパートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動。
- ・3者が協力して専門組織（トラスト）を作り、身近な環境を見直し、自ら汗を流して地域の環境を改善

グラウンドワークの3つのキーワード

- ・対立からパートナーシップへ
住民・企業・行政のパートナーシップによる協力関係の構築
- ・行政依存から住民アクションへ
住民自らアクションを起こし、行政や企業にも協力を求めていく
- ・保護から環境マネジメントへ
保護や維持にとどまらず失われた環境の回復や向上のための活動

(7) 平地林の保全について

想定課題

国会等移転に伴う地域開発は、開発対象地に平地林が含まれることが予測されるが、身近な自然環境を保全するという観点から、本県の原風景である平地林をどのように保全すべきか。

対応方向

国会等の移転に伴う新都市は、豊かな自然環境と調和・共生した都市を目指すものであり、開発に伴う環境への影響については必要最小限度とすべきです。

県民に身近な自然環境としてうるおいとやすらぎを与えている緑豊かな平地林を保全することは、居住地域等における良好な生活環境を維持するとともに、野生動植物の生息・生育環境の確保にもつながるものです。

そのためには、計画地周辺の自然環境を詳細に把握し、法的規制や地権者の協力による利用契約等によって保全すべきエリアの保全を図るとともに、公有地化による保全対策についても検討すべきと考えます。

県では、平成13年度から「平地林・みどり総合対策事業」を実施し、住民参加による平地林の保全事業に取り組んでいくこととしています。具体的には、市町村と平地林の所有者、地域住民団体等との三者協定による保全の取組や、市町村と住民が一体となって進める樹林地の整備などの緑づくりの取組に対する助成等を実施し、保全対策に取り組んでいくこととしています。

栃木県平地林保全方針（基本施策）の概要

・普及啓発

平地林の役割の重要性を積極的にPRするなどの県による啓発と、市町村における普及啓発活動の支援事業の展開

・活用型保全対策（平地林の活用）

農林業による活用、レクリエーション利用、公園的活用、学習林に活用

・保存型保全対策（平地林の保全）

公有地化、既存法制度による地域指定、ナショナルトラスト

・共生型保全対策（平地林との共生）

平地林の特性に配慮した開発誘導、指導

・創造型保全対策（平地林の創造）

生態系に配慮した平地林の創造、緑化の推進、開発事業での平地林創造

平地林・みどり総合対策事業

1 平地林保全型（県・市町村事業）

(1) 対象地調査事業（県事業：平成13年度に実施済）

平地林区域における樹林地の現況等対象地の選定調査

(2) トライアングルエコ事業（市町村事業）

三者協定に基づき「住民参加による保全事業を行う場合に、土地所有者に対して固定資産税相当分の保全協力金を助成

補助率：1/2以内 期間：三者協定契約期間中(5年以上10年以下)

(3) 普及啓発事業（県事業）

平地林保全の理解を深めるための普及啓発活動の実施

2 緑地利用・創出型（市町村事業）

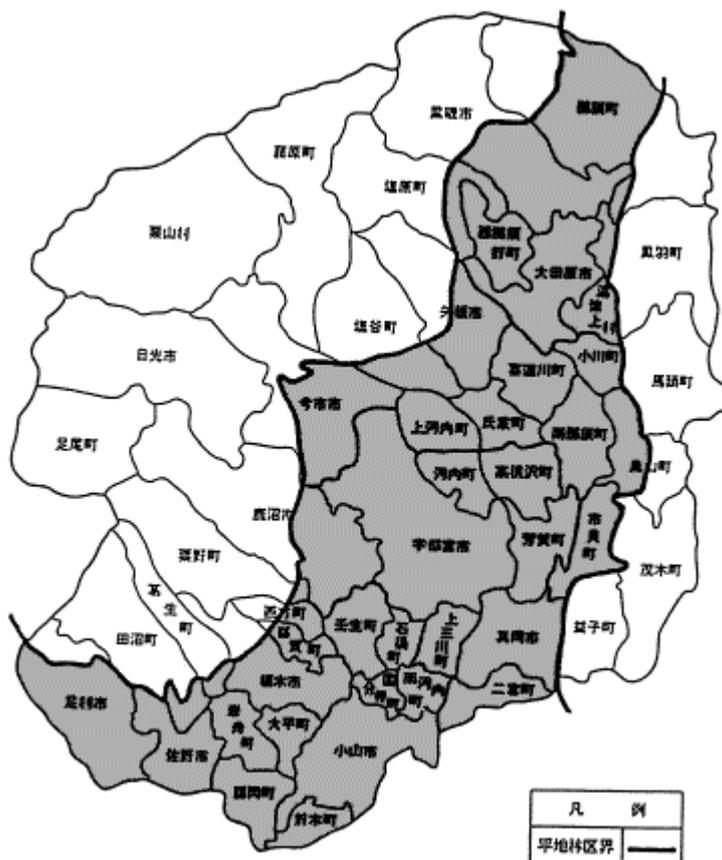
住民が参加、協力して進める平地林や身近な樹林地等の整備を実施する市町村に助成

(1) 事業概要 整備内容 樹林地整備：植栽、整理伐等

利用施設整備：歩道、^{あずまや}四阿、案内標識、駐車場等

(2) 補助率 1/2以内

平地林区域図



保全方針における「平地林」の定義

県土の地形分類における「中央平地部」と、「これに隣接する丘陵」に成立する森林で、森林法第5条で定義される森林と、それ以外の都市部その他に点在する0.3ha以上の森林を指す。なお、地形上の基準として標高300m、傾斜15°未満を目安とする。

(8) 那珂川の水生生物の保護について

想定課題

国会等の移転に伴う人口増加により、那珂川の水環境が変化することも想定されるが、魚類などの水生生物の生息環境への影響はどうか。

対応方向

水生生物の保護のためには、水質の確保、水量の確保、水辺環境の確保と上下流の環境のつながりが必要です。

まず、水質については、下水道整備などによる生活排水等の適正な処理を行うとともに、閉鎖性水域で行われている窒素、リンを対象とした高度処理を検討に加えることで富栄養化を防止し、良好な水質を確保していく必要があります。

水量の確保については、例えば中水道の導入等、水のリサイクル等による節水型都市の整備によって水利用を節約するとともに、都市部においては、雨水の地下への浸透が従来と同様に図られ、地下水がかん養されるよう、透水性舗装や透水性側溝の整備、緑地の拡大を推進し、水の循環利用を行っていく必要があります。

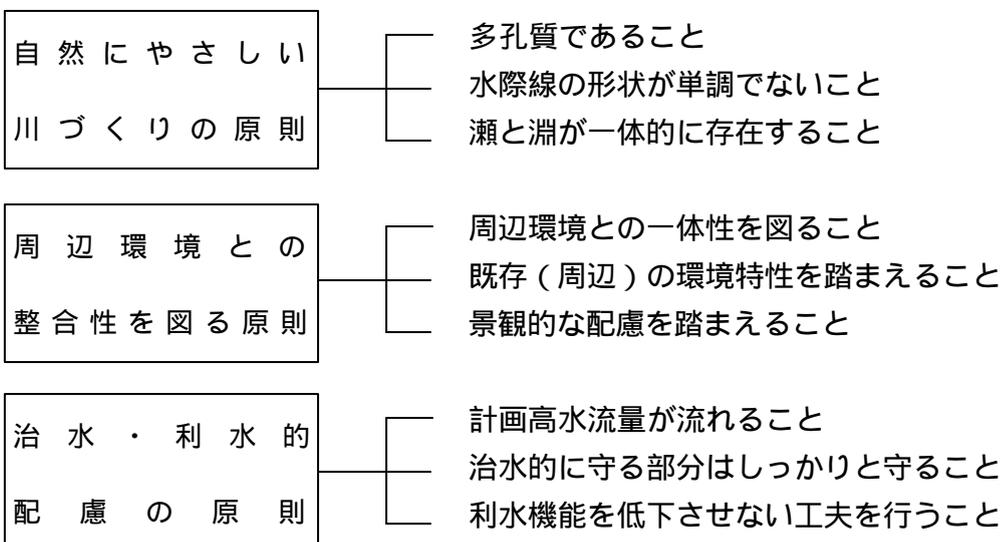
水辺環境の確保と上下流の環境のつながりについては、河川工事により一時的に改変した環境条件を、もとに近い状況に戻す「環境の復元」工事や工事完成後の環境変化を軽減・解消するための産卵場の確保など、生態系の保護・創造を重視した河川環境整備として行われている「多自然型川づくり」を進めていく必要があります。

水辺環境は、人々の生活文化や精神文化の形成に大きな役割を果たしており、人々の安らぎの場でもあります。新都市のコンセプトの1つは、自然と共生した都市であり、建設に当たっても、また都市運営に当たっても、良好な水辺環境と生物の多様性の確保に十分な配慮がされる必要があります。

多自然型川づくりの原則

《大原則》

《原則》



[資料] 栃木県多自然型川づくりガイドライン(案)

(9) 環境影響評価について

想定課題

国会等移転に当たっては、自然環境、生活環境への影響を予測し、それに対応した対策を講ずるべきではないか。

対応方向

国会等の移転に伴って行われる新都市の整備は、環境共生型の都市づくりを旨とするものではありませんが、一定規模の新規整備は必要であることから、当然、自然環境や生活環境への影響が想定されます。

環境影響評価制度（環境アセスメント制度）は、開発事業の実施に当たり、あらかじめその事業に係る環境への影響について、事前に十分な調査、予測及び評価を行い、その結果に基づいて必要な環境保全対策を講じるなど、事業実施に伴う環境への影響を極力低減するための制度であり、良好な環境を保全し、持続可能な社会を構築していくための重要かつ有効な手段として、現在その重要性は一段と高まっています。

こうしたことから、国においては、平成9年6月に環境影響評価法が制定され、県においても、平成11年3月に環境影響評価条例が制定されています。さらに、平成12年12月には新たな環境基本計画が閣議決定され、『戦略的環境アセスメント』検討の必要性が盛り込まれました。

戦略的環境アセスメントは、環境影響評価法に基づく環境アセスメントが個別事業の計画策定段階ではじめて行われるのに対して、各個別事業策定の前提となる総合計画策定の段階から、環境への十分な配慮を計画に盛り込むことで、個別事業自体を環境に配慮したものにしていこうとする仕組みで、国土交通省が設置した「首都機能移転の環境に関する研究会」が、平成13年2月に行った提言でも、「環境の先導的な都市を目指すため、環境影響評価法に基づく環境影響評価手続きが実施されるより早期の新都市計画を具体化していく段階において、積極的に環境配慮を盛り込むための仕組みの一つである戦略的環境アセスメントの考えを適用し、計画の早期段階から適切な環境配慮を行うための仕組みを検討する必要がある」として、その実施の必要性を求めています。

栃木県では、既に自然環境基礎調査や、建築基準法改正に伴う地域特性基礎調査が実施されていますが、今後は、戦略的環境アセスメントの考え方に基づいて、国会等移転による那須地域の環境への影響を予測評価することも含め、自然環境と共生する都市づくりの方策等を検討していく必要があると考えます。

栃木県環境影響評価条例の概要

目的 規模が大きく環境影響の程度が著しいものとなるおそれのある事業について、環境影響評価等が適切かつ円滑に行われる手続き等を定めることにより、その事業に係る環境保全について適正な配慮がなされることを確保する。

対象事業 道路の新設、ダムの新設、住宅団地や工業団地の造成などの事業のうち、大規模な事業で環境への影響の程度が著しいものとなるおそれがある事業

環境基本計画（平成 12 年 12 月 12 日閣議決定）

2 1 世紀半ばを見通しながら、持続可能な社会構築のための環境面からの戦略を示し、2 1 世紀初頭における環境政策の基本的な方向と取組の枠組みを明らかにした。

2 1 世紀初頭における環境政策の展開の方向

・環境のための投資抜粋

「公共部門における投資が環境に及ぼす影響については、計画段階から予測調査を行い、その結果に基づき十分な環境保全対策を講ずることを基本とする。」

各種環境保全施策の具体的な展開

・戦略的プログラム（地球温暖化対策等 1 1 の戦略）から環境投資抜粋

「環境影響評価についてよりよい技術手法の確立等きめ細かい対応を行うとともに、戦略的環境アセスメント等の手法について検討を行う。」

戦略的環境アセスメント（Strategic Environmental Assessment）

個別の事業計画に枠組みを与えることとなる政策や上位計画の段階で環境への影響を評価・把握し、環境への配慮が十分に行われることを確保するための手続きである。我が国でも環境影響評価法の附帯決議において「国際的動向や我が国での現状を踏まえて、制度化に向けて早急に具体的な検討を進めること」と指摘され、環境省では、平成 10 年度から、「戦略的環境アセスメント総合研究会」を設置して、その制度化に向けて、国内外の関連制度の実施状況について総合的な調査研究を行っている。

(10) オオタカとの共生について

想定課題

那須地域の中心部である那須野ヶ原は、オオタカの生息地であることから、新都市の整備においてオオタカとの共生を考慮すべきではないか。

対応方向

オオタカは地域の農林業の営みの中で育林・維持されてきた里山の森林等を生活基盤としており、その生態系（食物連鎖）の頂点に位置しているため、身近にある良好な自然を指標するといわれています。つまり、オオタカが生息している地域は、良好な自然に恵まれている地域であると言えます。

また、オオタカは環境の変化等により全国的に個体数が減少しており、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定され、環境省の「レッドリスト」では、絶滅の危険が増大している種である「絶滅危惧 類」として掲載されています。

那須野ヶ原は、平地林と農耕地が入り組んだパッチワーク状の植生状況であり、林縁部に生息する中小型の鳥類や小型の哺乳類等を採餌するオオタカにとって、生息に適した環境であると考えられます。

国会等の移転先となる新都市は、環境に配慮し、環境と共生する先導的な都市として、世界の範となることが必要と考えられます。したがって、那須野ヶ原においては、自然環境との共生の観点から、良好な自然環境に生息するオオタカと共生する新都市を目指すことが大切です。

そのためには、新都市の計画段階から、オオタカの行動圏等を調査・研究するなど、新都市の建設段階に応じてオオタカとの共生に向けた検討をしていくことが求められると考えます。

また、新都市が整備された後においても、オオタカ生息地の森林施業や農地の維持管理等、オオタカの生息に適した平地林や農耕地を保持する方策を検討していく必要があると考えます。

(11) 景観の保全について

想定課題

国会等移転に伴う都市づくりにおいては、那須地域の優れた景観の保全について配慮すべきではないか。

対応方向

那須地域は、周囲を日光国立公園、八溝県立自然公園、那珂川県立自然公園に囲まれ、ランドスケープとなる山々や清流など「空と水と緑」のコントラストが映える優れた景観を有しており、それらが明治期の元勲達に代表される開拓の歴史と結びつき、ロマンと品格に満ちた風土を醸し出しています。国会等移転審議会の総合評価における評価項目の一つである「景観の魅力」において満点の評価を得たように、那須地域の品格のある景観は新しい日本の顔となる新都市を整備するのにふさわしい景観です。

現在県では、この自然景観を損ねることなく観光資源として有効に活用し、地域の発展を図るために、行政と県民とが協力して県独自の取組を行っています。

例えば、「とちぎふるさと街道景観条例」により、那須街道などの優れた景観をもつ街道の景観保全に努めています。また、「大規模建築物の建築に関する事前指導要綱」や「屋外広告物条例」等により、建築物の建築や広告物の掲示等の際にも、周囲の良好な景観を保つための規制・指導を行っており、このような取組は、国会等の移転に伴う新都市の整備に当たっても、重要な位置を占めるものと考えます。

また、新たに整備される建築物や土木構造物及びその他の建造物の外観も、品格ある風景が形成されるように配慮することが必要であり、この場合、道路等の交通施設については、利用する人の目から見た景観の展開に配慮するとともに、必要に応じて、それらが自然的景観の中にとけ込む工夫を講じるなど、那須地域の優れた景観の保全に配慮した整備手法を検討する必要があると考えます。

国会等移転審議会答申（平成 11 年 12 月）

『首都機能の移転先となる新都市のあり方 風格ある景観の形成』

新都市は、我が国の伝統文化に根ざしつつ、我が国の新しい姿を内外に示すものとなる。日本国民が誇りを抱き、そこを訪れる諸外国の人々にとっては我が国に対して心を開く契機となるべきものである。国政の中心地としての風格を備えつつ、国民に開かれた政治と行政にふさわしい、親しみとゆとりのある景観が望まれる。自然的景観にも配慮した、いわば一国の応接室としてふさわしい新都市を形成するよう努めるべきである。

とちぎふるさと街道景観条例の概要（改正条例 平成4年5月7日施行）

本県が有する優れた自然景観を保全するため、それが最も失われ易い街道沿いの景観の形成を図っていくことにより、緑豊かなふるさとの景観を守り育て、県民にとって誇りと愛着のもてる県土を形成することを目的としている。

具体的には、街道景観の形成を推進することが特に必要な沿道区域を街道景観形成地区として指定し、その地域において、建築物の新築などの行為を行う場合に事前届出を必要とし、必要に応じ、建築物の街道から20m以上の後退や、街道から20m以内にある樹木の伐採制限等について指導できるものとしている。

また、「自然景観保全基金」を設け、必要な土地の買い取りもできることとしている。

大規模建築物の建築に関する事前指導要綱の概要（平成3年3月1日から実施）

大規模建築物の建築が地域の自然景観や生活環境に影響を与え、更にリゾートマンション等の建築が公共負担の増加等地域社会に著しい影響を与えるおそれがあることから、大規模な建築物の建築に関する事前指導、調整について必要な事項を定め、本県が有する優れた自然景観や良好な環境の保全を積極的に図るため、制定されたものである。

未線引き都市計画区域（用途地域を除く）や都市計画区域外の地域において、建築物の高さを35m以下に制限するなどの指導を行っている。

屋外広告物条例の概要（改正条例 平成11年10月1日施行）

美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的に、屋外広告物の掲出などについて具体的な規制内容を定めている。

国立公園や県立自然公園の区域は美しい自然景観を有する地域であるため、原則として広告物の掲出が出来ない地域に指定している。

また、秩序ある広告物の掲出を図るため、ほぼ県内全域において、屋外広告物の掲出に際し原則として許可を必要とすることとしている。

それぞれの地域・場所にあった広告物の掲出、広告景観の形成を図るため、許可地域を5種類に区分し、広告物の高さや表示面積などを指導している。

今回の改正により、那須街道、那須横断道路・塩原街道・御用邸通りの一部の両側500mについては、のぼり旗形式の広告や野立の広告板の掲出が原則禁止となった。

(12) 木材の活用による環境保全について

想定課題

国会等移転に伴う都市づくりにおいては、地球環境にやさしい資源である木材を積極的に活用すべきではないか。

対応方向

木材は、調湿機能、衝撃の吸収、断熱性、吸音性などに優れ、さらに、ぬくもりや色調がやさしいなどの特性を持っており、木材を利用することにより、子供にも高齢者にも快適で健康的な空間を提供することができます。

また、他の資材と比べて製造に必要なエネルギーが少ないエコマテリアルで、しかも再生産が可能な資源であると同時に、森林として成長する際に二酸化炭素を吸収し、木材として建築物等に使用されてからも炭素を長期間蓄えるなど、地球温暖化防止に大きく寄与しています。

しかし、森林の二酸化炭素吸収能力は、成長の旺盛な若い時期ほど高く、成熟するにしたがって低下してくることから、成熟した森林は順次木材として有効に利用し、その後に、また若い森林を育てていくというように、森林の整備と木材の利用を循環させていく必要があります。

国会等の移転に伴う新都市の整備に際し、木材を積極的に利用することは、周辺の森林資源の有効活用や森林の適正な整備を通じ、地球的規模の環境の保全につながり、さらには、県土の保全、水資源のかん養、保健休養の場の提供など、森林の公益的機能の持続的発揮と、森林・水源地などを守っている山村地域の維持・活性化に大きく貢献することになります。

これらのことから、国会等の移転に伴う新しい都市を、環境と共生した潤いのある都市とするためには、住宅をはじめ、公共建築物、公園施設、土木施設等の幅広い分野において、木材の特性を生かしながら積極的に利用していくことが有効であると思われます。

エコマテリアル

エコロジーを念頭においた材料、すなわち、作り出すとき、使っているとき、また、使い終わったときも、資源の保護・再利用、地球環境保全、省エネルギーなどを考慮した材料のこと。